



安城市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書
(まちの魅力発掘協定)



安城市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が相互に連携協力することにより、地域の活性化に寄与することを目的とする。

なお、乙においては別記に定める郵便局が本協定を実施する。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項(以下「連携事項」という。)について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 情報発信、市民サービスの向上に関すること。
- (2) 地域産業の振興・地産地消に関すること。
- (3) 地域の安全・安心に関すること。
- (4) 子育て支援・青少年の健全育成に関すること。
- (5) 地域の観光・文化の振興に関すること。
- (6) SDGs及び公民連携の推進に関すること。
- (7) その他地域の活性化等に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

3 なお、第1項第3号については、甲乙間で本協定締結前に締結された「地域における協力に関する協定」、「安城市高齢者見守り事業者ネットワーク事業協定」及び「災害発生時における協力に関する協定」に定める事項とする。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

(免責)

第4条 甲及び乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2023年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2023年2月14日

別記

安城郵便局	明治郵便局	桜井郵便局	今村郵便局	安城美園郵便局
安城北明治郵便局	安城東明郵便局	安城箕輪郵便局	安城池浦郵便局	安城大山郵便局